

令和3年度 事業計画書

公益財団法人 三徳庵

環境認識と令和3年度の基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う緊急事態宣言の発令并にそれに波及した自粛によって、当財団のみならず茶道界全体は大きな打撃を受けた。規模の大きな行事の中止と各種活動の制限を余儀なくさせられている。この存亡の危機を生み出した逆風ともいえる環境がどこまで回復するかいまだ不透明な中で、新年度を迎えようとしている。

ワクチン接種の普及等によって、環境が改善することを期待しつつも、昨年からの社会情勢によって惹起された感染症に対する警戒心は、新型コロナウイルスの感染が下火になっても、そのまま存続するとの想定の下で、事業を計画していくことが求められていると認識している。

茶道実技の教習を完全に、リモート環境に移行させることは、不可能であるし、また、人と人との交わりの中で生み出されてきた先人の知恵（重要な茶道文化の一部）を生かさなないことになり、リモートへの完全に移行することは行き過ぎであると認識している。一方、教場での稽古ができない状況を補完するために開始した点前の動画配信事業は、補完以上の効果をあげつつある。

デジタル・トランスフォーメーションが、叫ばれる今日、茶道で、その可能性を追求する先進的役割を当財団が担っていきたいと計画している。それは、いたずらに時流に乗ろうとするのではなく、むしろ、茶道の中で新たな変化を受け入れるべきものと、受け入れるべきではないことを見極める作業として、茶道文化の本質を後世に伝えていくためにも不可欠なものと位置付けて取り組んでいきたい。そのために本年度は、以下の三つの指針に沿って事業を展開する。

- 1.リアルな茶会の方式を確立する。
- 2.リアルで行ってこそその事業と、リモート化に適した事業の選別を行う。
- 3.デジタル対応を会員レベルでも推進する。

I. 茶道文化研究に関する学術的研究を振興するための顕彰・助成および研究（公益目的事業1）

毎年出版されるすぐれた茶道文化研究を顕彰するのみならず、外部の研究者の茶道文化研究をも助成、あわせて独自の調査研究を行い、それらの成果を公開する。

1. 茶道文化研究の顕彰

- ・茶道文化学術賞による顕彰

茶道文化学術賞・茶道文化学術奨励賞をすぐれた研究図書に関して贈呈する。

2. 茶道文化研究への助成

(1) 茶道文化学術助成

有望な研究計画に対して奨励研究・一般研究に分けて研究費助成を行うとともに、

研究図書に対する刊行費助成を行い、茶道文化研究を促進する。

- (2) 茶道文化学術助成金の研究成果報告書は毎年、刊行する他、単一の研究テーマが纏まったものに対しても適宜、報告書等の形態をとってアクセスしやすくしていく。
- (3) 茶道文化学術助成金の研究成果報告書は、ホームページ上で公開する。

3. 茶道文化の調査研究

- (1) 茶道文化に関する幅広い調査研究を行う。
調査研究事業の研究項目は、「茶道の芸術社会学的研究」、「江戸初期茶書類の研究」等。
- (2) 研究成果は、最終的に単独の研究書刊行を目標とする。

II. 茶道文化体験の提供及び茶道文化体験を提供できる茶道文化普及者の育成(公益目的事業2)

国内外を問わず各地での茶会の開催を通じて、広く茶道文化体験を普及させるほか、講演・体験講座等を通じての啓蒙活動を行うと同時に、これらの体験を提供することができる茶道文化普及者を育成する。

1. 茶会の実施(主催)

- (1) 徳友会館および他所での茶会の開催を通じて、文化施設、文化財を公開する。
- (2) 徳友会館付設の茶室、三徳庵・知水亭・露庵・槐南軒・新秧軒等の保全管理を行い、茶会等の公開のために諸般の準備を万全にしておく。
- (3) 本年度主催分としては、春季大会・仙樵忌茶会・秋季大会・初釜等。

なお、大規模な茶会は自粛状態にあるが、規模を縮小するなどの運営方法の見直しを行い、新しいスタイルを確立定着させるように努めていく。

2. 茶会の実施に対する協力

- (1) 各地での茶会の実施担当を通じて、文化施設、文化財の公開にも協力する。
- (2) 例年分としては、朝日カルチャーセンター東京、東京茶道会、徳川美術館の茶会。
- (3) なお、再開後の茶会協力の要請は、年度開始後になりそうな見通しであり、それらにも柔軟に対応していく。

3. 茶道講座の開催

- (1) 本部等において、茶道教習、関連文化講座を実施する。
大日本茶道学会本部教場での通年常設講座に加えて、夏期講習会を実施する。
- (2) 大日本茶道学会各支部の主催する講習会へ講師を派遣し支援する。
静岡・宇都宮・長野・山梨・山形・酒田・鶴岡・余目・郡山・会津若松・大阪・福岡・伊勢崎・前橋・愛媛・高知・安芸・金沢・富山等
- (3) 受託事業として、各地の文化センターで茶道講座を開催する。
①朝日カルチャーセンター
新宿・千葉・横浜・名古屋

- ②NHK文化センター 仙台・郡山・川越
- ③株式会社読売・日本テレビ文化センター 横浜
- ④三越カルチャーサロン 日本橋
- ⑤『定年時代』共催特別講座 本部教場

(4) 学校の授業・特別行事に協力する。

- ①新渡戸文化学園 中学校・高等学校（特別授業）
- ②花園幼稚園・小学校（特別行事およびクラブ活動）
- ③四谷小学校（特別授業）
- ④四谷第六小学校（特別授業）
- ⑤菊名小学校（特別授業）
- ⑥戸塚第一小学校（特別授業）
- ⑦足立小学校（特別授業）

(5) 地域への普及。

- ①四谷消防少年団（茶道体験）
- ②茶道体験講座（初心者向け）
- ③本塩児童館茶道教室（茶道体験交流）

(6) 学校での茶道教習普及を目的とした講習会・イベントを開催する。

- ①学校茶道特別研修会
- ②学校茶道資格者研修会
- ③学校茶道の集い
- ④大学茶道部の集い

(7) 教習においても、対面式と並行してデジタル化時代に対応した方式を採用する。

4. 教習段階の認定

- (1) 大日本茶道学会茶道（茶花科も含む） 教習者の教習段階の認定を行う。
- (2) 教習資格の十二伝の段階では、筆記試験を実施する。
- (3) 最終の長盆段階では、実技試験も実施する。
- (4) 学校等での茶道講習の期間に応じた修了証を発行する。

5. 点前体系の公開

- (1) 点前教本・解説書発行とインターネットでの動画配信を通じ、大日本茶道学会茶道の点前作法を公開する。
- (2) 絶版書籍の復刊を行う。

6. 広報・普及活動

- (1) ホームページ、フェイスブック、ユーチューブ等の SNS を積極的に活用し茶道に関心がある人々からの閲覧を増やす。
- (2) 広報季刊誌「えんじゅ」（年4回）を発行する。
- (3) マスコミ等の取材、番組制作への協力要請に積極的に答えて、一般の人々にむけて茶道

文化に関する記事や映像に触れる機会が少しでも高まるように努める。

- (4) 大日本茶道学会各地方支部の本部機構として、支部長の認証を行い、支部長会議を主催し、全国で適切な茶道文化普及が行われるように統一目標を示す他、支部が主催する総会、例会、周年記念行事等の機会をとらえて、講話を行い、茶道文化普及の趣旨を各支部会員に徹底する。
- (5) 各地でも公益性の高い活動を、適宜委託して、茶道文化普及活動を全国的に促進する。
- (6) 関連機関と協議をして新たな形の国際交流の展開を準備する。
- (7) 和文化・産業連携振興協議会、日本茶業体制推強化進協議会、一般社団法人ザ・クリエイション・オブ・ジャパン等の文化関連団体と連携・協力し、日本文化発信に貢献していく中で、時代へ「生活文化」を着実に継承する方策を試行していく。

Ⅲ. 茶道関連、図書・用品の販売（収益事業）

1. 仕入れ商品の販売

- ・茶道学習に役立つ図書や茶道用品を仕入れ販売して、茶道学習や茶道文化体験への利便性を高める。

Ⅳ. 管理部門（法人会計）

1. 会員

- (1) 賛助会を組織し、賛助会会費による財団運営の安定化を図る。より開かれた形の賛助会員制度の定着を図る。
- (2) 維持会員制度及び一般会員制度の周知、参加拡大を図る。

2. 寄附

昨年度の諸行事活動停止にともなう活動資金の減少を、寄付金制度を活用することで補っていく。